

# 厚木市避難実施要領パターン

平成31年3月  
厚 木 市



# 目 次

## 第1章 ゲリラ・特殊部隊による攻撃

### 1 攻撃の特徴等

- (1) 攻撃の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 避難誘導に関する基本的留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

### 2 避難実施要領パターン

- (1) 比較的時間的な余裕がある場合（市内避難の場合）・・・・・・・・2
- (2) 比較的時間的な余裕がある場合（市外避難の場合）・・・・・・・・6
- (3) 突発的な攻撃の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- (4) 化学剤等（NBC）を用いた攻撃の場合・・・・・・・・・・・・・・・・13

### 3 避難実施の流れ（フロー図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

## 第2章 弾道ミサイル攻撃の場合

- 1 避難に当たって配慮する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ・・・・・・・・・・18
- 3 避難実施要領パターン・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 4 避難実施の流れ（フロー図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

## 第3章 着上陸侵攻の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

# 第1章 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

## 1 攻撃の特徴等

### (1) 攻撃の特徴

ゲリラや特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般的に高い。

### (2) 避難誘導に関する基本的留意事項

ア 国の対策本部長による避難措置の指示、県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

なお、急襲的な攻撃に際しては、国の対策本部長による避難措置の指示を待たずに、市長は、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要である。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

## 2 避難実施要領パターン

### (1) 比較的時間的な余裕がある場合（市内避難の場合）

#### 避難実施要領（案）

厚木市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、厚木市A・B・C地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

#### 《留意事項》

○対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載する。

○県知事からの避難指示を添付する。

○具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難となる場合もあるが、危険性を明確に伝達する必要がある。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

市は、A・B・C地区内の住民約○○○○名を、本日○○時を目途にA・B・C小学校に避難させる。

その際、避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

#### 《留意事項》

○避難場所には、徒歩による避難を原則とする。

○自家用車の使用については、原則として自力で移動することが困難な高齢者、障害者など災害時要配慮者に限る。なお、地理的条件により、徒歩で移動するのに時間がかかる場合は、県警察の意見を考慮した上で、自家用車を交通手段として示す。

##### (2) 市の体制、職員派遣

###### ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

###### イ 市職員の現地派遣

市職員各○名を、A・B・C小学校に派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

###### ウ 避難経路における職員の配置

(ア) 避難経路の要所要所に職員を配置して、各種連絡調整に当たらせるとともに、医療救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

(イ) 行政機関の保有する車両や案内板を配置する。

#### エ 現地調整所の設置等

(ア) 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設置する。

(イ) 現地調整所に派遣している市職員及び消防職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(ウ) 定時又は必要に応じて関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

#### 《留意事項》

○事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

○避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることに努める。

#### (3) 避難住民数、避難場所、避難経路

(ア) A地区

約〇〇〇名、A小学校、市道(県道)〇〇号

(イ) B地区

約〇〇〇名、B小学校、市道(県道)〇〇号

(ア) C地区

約〇〇〇名、C小学校、市道(県道)〇〇号

#### 《留意事項》

○避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に考慮して決める。

○夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備し、住民の不安をなくさせる。

○冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策等に留意する。

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員(国民保護所管課)は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員(国民保護所管課)は、避難実施要領について、A・B・C地区内の地区市民センター、自治会長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員(国民保護所管課・福祉所管部)は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員(広報所管部)は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な

伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

《留意事項》

○防災行政無線、市広報車、消防車両、テレビなどの手段による伝達を基本とするも、隣人同士が相互に声を掛け合うことの呼びかけを行う。

○外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 避難場所への移動

ア 避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行う。自家用車については、健常者は使用しないよう周知徹底する。

イ 消防機関は、自主防災組織、消防団等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 市は、災害時要援護者の避難を適切に行えるよう、国民保護・福祉所管部が連携し、社会福祉協議会、民生委員等と協力して対応する。

《留意事項》

○国民保護・福祉所管部が連携し、災害時要援護者の避難支援について、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職員は、自主防災組織、消防団員、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、〇〇時〇〇分までに終了するよう活動を行う。

《留意事項》

○武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり認識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないことが起きやすいことを考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導に当たる職員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うことなどにより、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市職員及び消防職員は、誘導に当たっては、次の点に留意すること。

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。

イ 誘導に当たる職員は、腕章等により誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

ウ 誘導に当たっては、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者を優先的に避難誘導する。

エ 誘導に当たる職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

オ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団で行動するように呼びかける。

**《留意事項》**

**○職員による避難誘導の活動に対する理解を得るため、腕章等を必ず携行させる。**

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民同士声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織に対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないよう住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

- ア 避難誘導を行う市職員に対しては、二次災害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要に応じ、現地調整所を設置し、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域には、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- ウ 避難誘導を行う市職員等に対しては、腕章、特殊標章等及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

**《留意事項》**

**○国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるよう努める。**

**○特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要となる。**

3 各部の役割

各部の役割については、別に定める。

4 連絡・調整先

ア 厚木市対策本部：災害対策本部室

TEL 046-225-2190

FAX 046-223-0173

イ 現地調整所設置場所：□□□

ウ 関係機関連絡先：厚木市国民保護計画による。

## (2) 比較的時間的な余裕がある場合（市外避難の場合）

### 避難実施要領（案）

厚木市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、厚木市A・B・C地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

#### 《留意事項》

○対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載する。

○県知事からの避難指示を添付する。

○具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難となる場合もあるが、危険性を明確に伝達する必要がある。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

市は、A・B・C地区内の住民約〇〇〇〇名を、本日〇〇時を目途に避難場所であるA・B・C小学校に集合させた後、本日、〇〇時以降、民間大型バス等により、〇〇市〇〇小学校へ避難させる。

その際、避難場所までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

#### 《留意事項》

○避難場所には、徒歩による避難を原則とし、必要に応じて当該避難場所からバス等交通機関で移動することを基本とする。

○自家用車の使用については、原則として自力で移動することが困難な高齢者、障害者など災害時要援護者に限る。なお、地理的条件により、徒歩で移動するのに時間がかかる場合は、県警察の意見を考慮した上で、自家用車を交通手段として示す。

##### (2) 市の体制、職員派遣

###### ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

###### イ 市職員の現地派遣

市職員各〇名を、A・B・C小学校、避難先の〇〇市〇〇小学校に派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

###### ウ 避難経路における職員の配置

(ア) 避難経路の要所要所に職員を配置して、各種連絡調整に当たらせるとともに、医療救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

(イ) 行政機関の保有する車両や案内板を配置する。

#### エ 現地調整所の設置等

(ア) 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設置する。

(イ) 現地調整所に派遣している市職員及び消防職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(ウ) 定時又は必要に応じて関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

#### 《留意事項》

○事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

○避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることに努める。

#### (3) 輸送手段

ア 避難住民数、避難場所、輸送力の配分

(ア) A地区

約〇〇〇名、A小学校、〇〇バス×大型バス4台

(イ) B地区

約〇〇〇名、B小学校、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約〇〇〇名、C小学校、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日〇〇、A・B・C小学校

ウ 避難経路

国道〇〇号(予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用)

#### 《留意事項》

○バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

○避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に考慮して決める。

○夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備し、住民の不安をなくさせる。

○冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策等に留意する。

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員(国民保護所管課)は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員（国民保護所管課）は、避難実施要領について、A・B・C地区内の地区市民センター、自治会長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員（国民保護所管課・福祉所管部）は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員（広報所管部）は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

#### 《留意事項》

○防災行政無線、市広報車、消防車両、テレビなどの手段による伝達を基本とするも、隣人同士が相互に声を掛け合うことの呼びかけを行う。

○外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

#### （5）避難場所への移動

ア 避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行う。自家用車については、健常者は使用しないよう周知徹底する。

イ 消防機関は、自主防災組織、消防団等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 市は、災害時要配慮者の避難を適切に行えるよう、国民保護・福祉所管部が連携し、社会福祉協議会、民生委員等と協力して対応する。

#### 《留意事項》

○危機管理・福祉所管部が連携し、災害時要援護者の避難支援について、特に注意した対応を行うよう念頭に置く。

#### （6）避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職員は、自主防災組織、消防団員、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、〇〇時〇〇分までに終了するよう活動を行う。

#### 《留意事項》

○武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり認識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないことが起きやすいことを考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、誘導に当たる職員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うことなどにより、残留者の説得を行わなければならない。

#### （7）誘導に際しての留意点や職員の心得

市職員及び消防職員は、誘導に当たって次の点に留意すること。

- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つ。
- イ 誘導に当たる職員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ウ 誘導に当たっては、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者を優先的に避難誘導する。
- エ 誘導に当たる職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- オ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団で行動するように呼びかける。

**《留意事項》**

**○職員による避難誘導の活動に対する理解を得るため、腕章等を必ず携行させる。**

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民同士声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織に対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

- ア 避難誘導を行う市職員等に対しては、二次災害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要に応じ、現地調整所を設置し、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- ウ 避難誘導を行う市職員に対しては、腕章、特殊標章等及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

**《留意事項》**

**○国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるよう努める。**

**○腕章、特殊標章等及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要となる。**

3 各部の役割

各部の役割については、別に定める。

4 連絡・調整先

ア 厚木市対策本部：災害対策本部室

TEL 046-225-2190

FAX 046-223-0173

イ 現地調整所設置場所：

ウ 関係機関連絡先：厚木市国民保護計画による。

#### 5 避難住民の受入・救援活動

避難先は、〇〇市〇〇小学校とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

### (3) 突発的な攻撃の場合

#### 避難実施要領（案）

厚木市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況

○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある。（○日○時現在）。

#### 2 避難誘導の全般的方針

○地区に所在する者に対しては、最終的には当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地区において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに区域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

#### 《留意事項》

○避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

○戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

○屋内避難は次の場合に行う。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合
- ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が少ない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられる場合

#### 3 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

○時現在

○地区については、○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

市職員及び消防職員は、自主防災組織、消防団の協力を得て、自力歩行困難な災害時要配慮者の避難支援を行う。

○地区においては、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

#### 《留意事項》

○避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を

考慮した上で決定する。

○現地調整所で、県警察及び自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

#### 4 負傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMT Aが編成される場合は、その連携を確保する。

#### 《留意事項》

ODMAT(Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

#### 5 安全の確保

ア 避難誘導を行う市職員に対しては、二次災害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

ウ 避難誘導を行う市職員に対しては、腕章、特殊標章等及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

#### (4) 化学剤等（NBC）を用いた攻撃の場合

##### 避難実施要領（案）

厚木市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の厚木市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（○○1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

#### 《留意事項》

○県知事からの避難指示を添付する。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

厚木市は、要避難地域の住民約○○○○名について、特に爆発が発生した地区周辺の地域については直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

#### 《留意事項》

○化学剤は、地形・気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる。

##### (2) 市における体制、職員派遣

#### ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

#### イ 市職員の現地派遣

市職員○名を、安全を確認した後に爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

#### ウ 現地対策本部との調整

国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

#### 《留意事項》

○NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、国の各機関と連絡を取り合って活動することが必要となる。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは、職員の活動上の安全を確保するため重要となる。

### (3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員（国民保護所管課）は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員（国民保護所管課）は、避難実施要領について、要避難地域に所在する地区市民センター、自治会長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員（国民保護所管課・福祉所管部）は、災害時要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員（広報所管部）は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

#### 《留意事項》

○住民への伝達は、対象地域を移動して伝達することは危険を伴うことから、防災行政無線や電話等に限る必要がある。また、防護機能を有する消防車両等を活用する。

### (4) 避難所の開設

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

#### 《留意事項》

○避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つ。
- イ 誘導に当たる職員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ウ 誘導に当たる職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

### (6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビやラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

#### 《留意事項》

ONBCを用いた攻撃では汚染の状況が目に見えないことから、住民の注意を喚起し的確かつ速やかな情報提供を行う。

(7) 安全の確保

ア 避難誘導を行う市職員等に対しては、二次災害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、県、現地調整所からの情報を市対策本部において集約し、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

イ 化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

厚木市国民保護計画による。

4 連絡・調整先

ア 厚木市対策本部：災害対策本部室

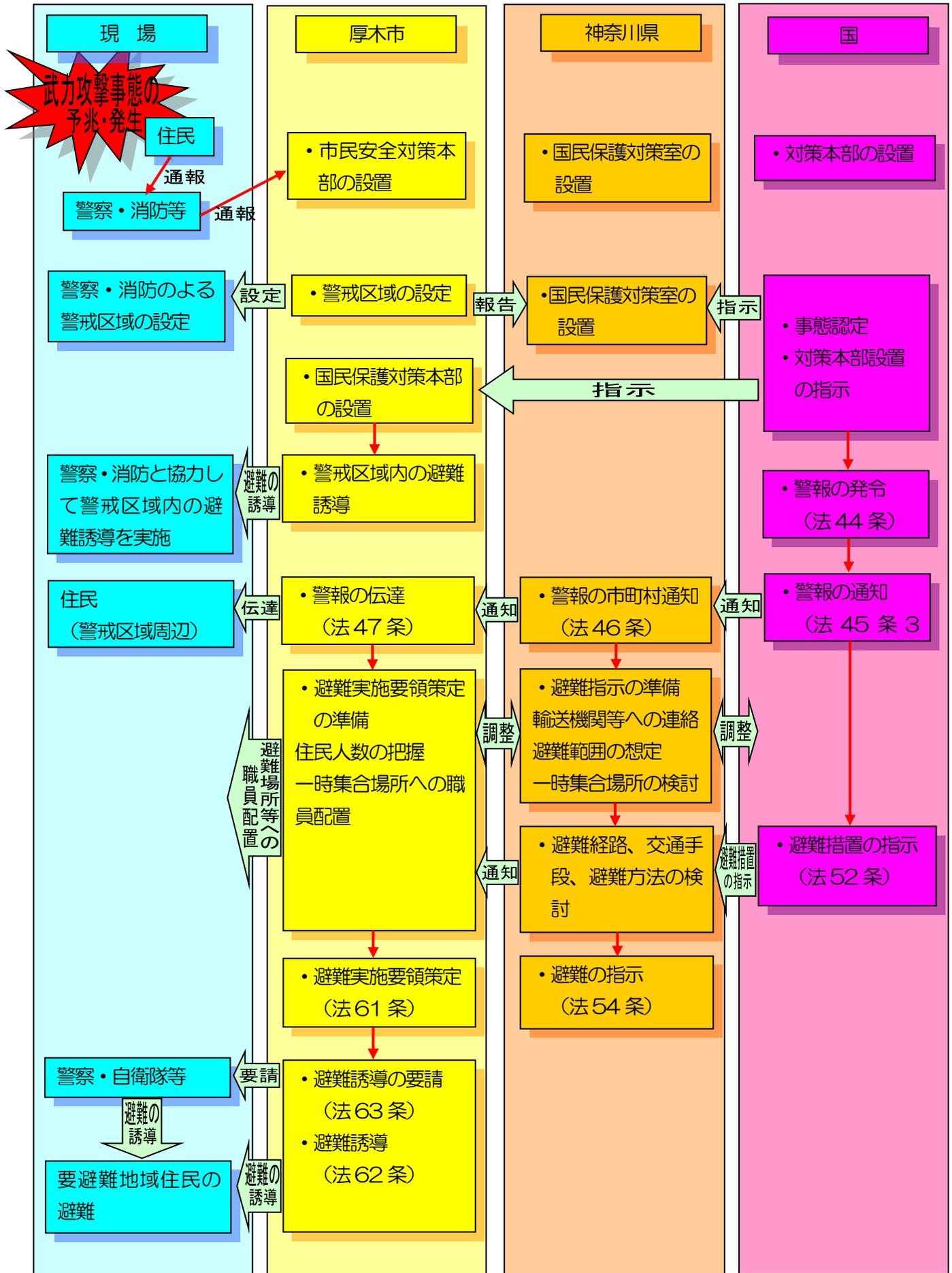
TEL 046-225-2190

FAX 046-223-0173

イ 現地調整所設置場所：

ウ 関係機関連絡先：厚木市国民保護計画による。

### 3 避難実施の流れ（フロー図）



## 第2章 弾道ミサイル攻撃の場合

### 1 避難に当たって配慮する事項

ア 弾道ミサイル攻撃においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。）

イ 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に市民が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

ウ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

### 2 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示（その他、記者会見等による国民への情報提供）
-------	-------------------------------------



知事	避難の指示
----	-------



市長	避難実施要領の策定
----	-----------

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により警報を発令

### 3 避難実施要領パターン

#### 避難実施要領（案）

厚木市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 《留意事項》

○弾道ミサイル攻撃への対応は、過去に事例がないため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないことが起きやすいことを考慮すると、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して入念な説明を行うことが必要となる。

#### 2 避難誘導の方法

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している市防災行政無線（固定系、防災ラジオ）により、住民に警報の発令を周知させる。

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ市民のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

ウ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

エ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

オ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、玩具類を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

カ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ、市、消防機関、県警察に連絡するよう周知する。

キ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、住民は、興味本位で近づかないように周知する。

**《留意事項》**

○着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、住民は、離れるよう周知することが大事である。

○避難に当たっては、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨する。

3 その他の留意点

ア 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、あらかじめ説明を行う。

イ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。

**《留意事項》**

○大規模商業施設では、避難場所として地下の食品売場等に誘導するように協力を求める方法も考えられる。

5 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

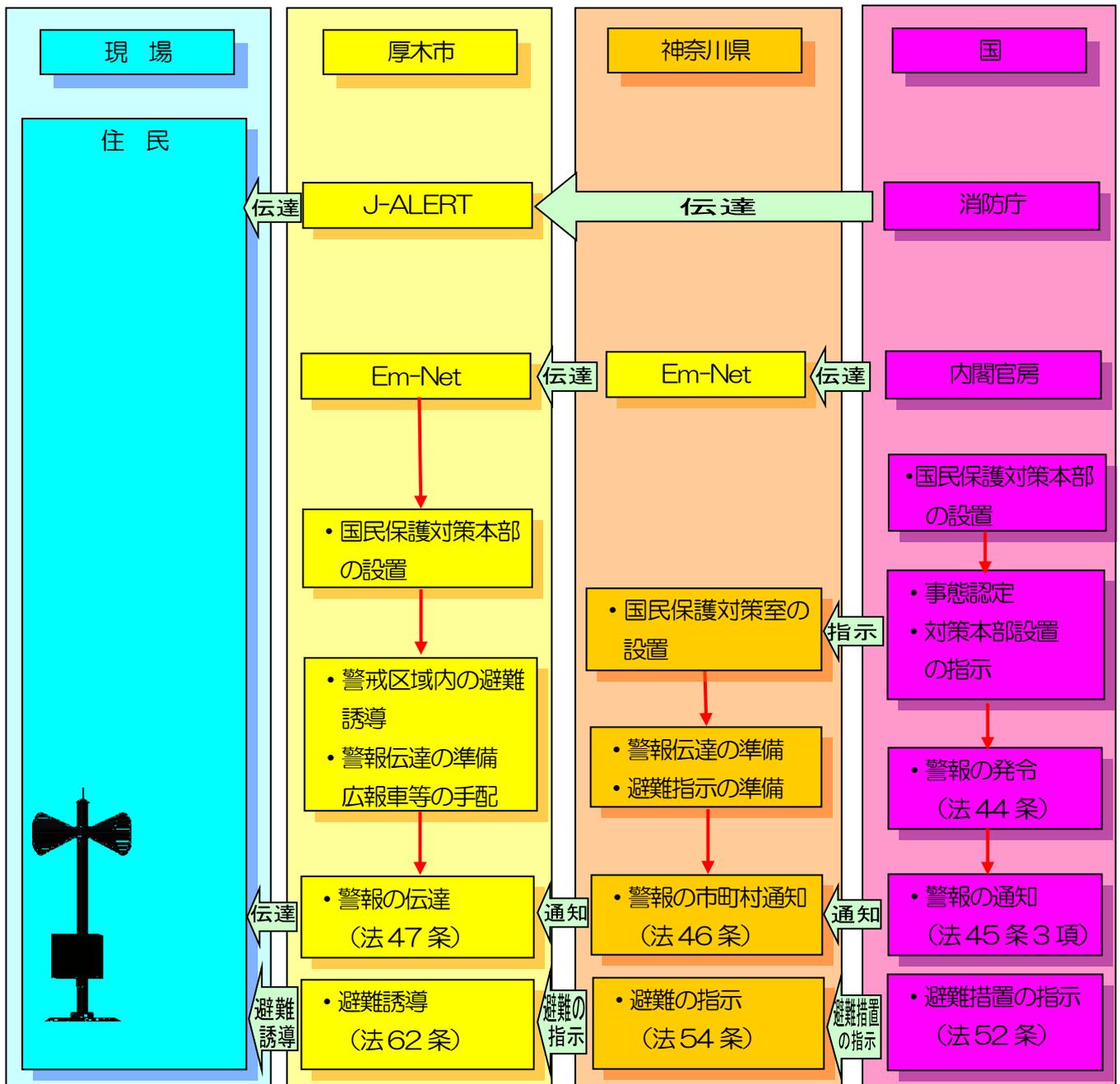
6 連絡・調整先

厚木市対策本部：災害対策本部室

TEL 046—225—2190

FAX 046—223—0173

#### 4 避難実施の流れ（フロー図）



### 第3章 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、航空攻撃に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。